

米子市の行財政改革に関する議会提言 (第 1 次提言)

はじめに

本市は、市民主体の新しい社会の創造に向けて、変革の時を迎えています。一人ひとりの市民が多様な価値観を共有しながら、自律した主権者として参加する、新しい民主的な市民社会の創造が始まろうとしています。

そのためには、行政主導型から市民参加型の行政運営への移行、政策的・財政的にも自立した地方分権型社会の確立、企業経営的発想の有効的な取り入れ、公平性・効率性・透明性の確保といった変革に向けた新たな座標軸が必要とされており、新しい社会創造に向けて、市民と行政のあり方が問われようとしています。

しかしながら、現実の地方公共団体は、依然として混沌とした経済情勢や多岐にわたり、かつ複雑化する社会問題、慢性的な財源不足等、行政の解決すべき課題は、まさに多方面に及んでおり、単に市民ニーズの多様化・高度化・複雑化という言葉だけでは言い表せない状況にあります。

行財政運営におけるこのような困難な局面において、真に市民の求めているサービスの提供を行うには、単なる合理化や節約ではなく、すべての分野にわたり発想の転換を図り、市民参加をベースとした行政経営型の新しい行財政システムの確立に向けた構造的な改革に取り組まなければなりません。

米子市議会は、米子市がこのような行財政構造の改革を推進するに当たって、行政の観点のみならず、多様な見地から幅広い意見を述べることにより、改革に向けての今後の基本的な方向付けを明確にしていくことを主たる目的に調査してきました。

そして、慎重かつ自由な討議を重ね、第一次提言をまとめるに至りました。

この提言は、行財政改革の推進上、早急に方向性を示すべき 6 項目について「現状と課題」「行財政構造改革への視点」、「行財政構造改革に向けた推進方針」を主たる内容としています。

まず、「現状と課題」は、市民の目線に立って、行政サービスのあり方と、そのための行政機構のあり方という観点から、「行財政構造改革への視点」は、改革の必要性及び改革を行うに際しての基本的理念や各分野における方向性を、そして、それらをもとに「行財政構造改革に向けた推進方針」を明示した内容としています。

米子市におかれましては、現在、「米子市行政改革重点推進方針」「実施計画」にもとづき改革を進めているところですが、市民代表である議会からの「提言」のもつ意味を

充分にご理解頂き、行財政改革推進の各施策の具体的な実施内容、実施体制など、より一層の検討、吟味を加えられた上で推進されることを希望します。

この提言で示した行政経営型の行財政システムへの転換を円滑に図っていくには、効果的で良質な市民サービスを最小の経費で効率的に提供する仕組み、そして常に市民の立場を意識した顧客志向的な考え方、さらに人材を生かし育成しながら自らも成長していく組織、市民主体の「生活充実都市・米子」を実現していく財務面における体力が重要となってきます。

これらが相互に均衡して発展することにより、米子市が地方分権時代の中海圏域の旗手として、次世代への礎石となる行財政システムを構築するとともに、都市としての成長戦略を生み出し、都市機能の向上を果たしていくことを望むものであります。

そして、市民にとって、住みよいだけではなく、市民と行政が一体となった中で、一人ひとりがスポットを浴びながら、人に誇ることのできる「活力ある米子」という舞台を創りあげていくためにも、行財政構造の改革に向けて、市民の理解と協力を得ながら、この提言の円滑かつ速やかな実行を不断の決意で推進されることを切望します。

提言項目

- 1．組織機構の見直しと改革
- 2．定員管理の適正化
- 3．給与の適正化
- 4．補助金・助成金・負担金の見直し
- 5．外郭団体の見直し（整理・統合）
- 6．民間委託

現状と課題

「地方分権一括法」の施行によって国と地方の新たな関係のもとで事務事業は運営される事となった。市においても自己決定と自己責任の考え方に基づいて自律的な対応が求められている。

このような状況下で、「分権法」の意図する自治運営は「ナショナル・ミニマム」を基本に維持しつつ、如何に円滑な行政運営を公平・公正のもとで行うかにある。

しかし、ややもすると希薄になりがちな今日までの行政と住民の関係のなかで、住民の期待する「受益」「行政サービス」については、効果・効率・機能等の面からみた時、十分にこたえられるものとは言い難く、現在の組織機構について、いわゆる「縦割り行政の弊害」「利便性の欠如」「業務の硬直」という声が市民に多い現実があり、事務事業

の遂行についても政策責任と専門性の不在並びに業務の分散が見受けられる。

そのなかにあって定員の管理については、時間外勤務の固定化、職員定数と嘱託および非常勤職員の問題、事務事業における公共性と非公共性から見た量の問題、年功序列型の昇格・昇任人事、年齢分布の不均衡な職員採用実態等が存在している。

また、職員の給与については、今日の社会経済状況に照らし合わせてみた時、年功序列化した昇給や手当でのあり方、均衡性、ラスパイレス指数からみた適正等、社会および業務実態の変容等をとらまえた「あり方」を見直す現状にある。

補助金・助成金・負担金については、今日まで費用対効果の検証が充分になされておらず、一部では決算等の確認もされていない実態があり、前例主義の蔓延等、行財政改革の推進の立場からみて見直しが必要な状況にある。

外郭団体については、一般会計からの支出が多額となっている状況にあり、一部に団体としての自立に欠けるところが見受けられる。

また、委託事業について再委託しているケース等、効率性に欠ける実態も見受けられる。

民間委託については、既に民間委託が行われている業務形態や民間が行っている同一業務の存在からも、経常経費の節減、事務の効率化等、民間委託の効果と効用を活かすことは行財政改革の観点からも避けては通れない。

改革の視点および改革の方針

上記の現状と課題を踏まえ、分権時代にふさわしい行政運営の確立を図り、的確かつ迅速な質の高い行政サービスを提供し、魅力あるまちづくりの実現を可能にする新しい時代の事務事業に効果的、効率的、弾力的に対応し得る組織整備を行うため、以下、改革の視点および改革の方針について提言する。

1. 組織機構の見直しと改革

(改革の視点)

ますます多様化する市民ニーズに対し、的確かつ迅速に対応するため、市民本位の視点で、「わかりやすい」市役所を目指し、行政サービスの質と利便性の向上を図ると共に、開かれた地方分権政治へ対応できる組織への再構築を図る。

(改革の方針)

機構の統廃合によって、部・課・係の数の見直し、機能性と迅速性、業務の統合、専門性の考慮、効率性の追求に努めると共に、わかりやすく利便性の高い窓口業務の形態等、市民本位の行政サービスの向上に努める。また、外部機関についても開かれた市民本位の観点から見直しを図る。

2. 定員管理の適正化

(改革の視点)

地域主権の時代を迎え、地域の個性を活かしながら都市の構成員である市民・行政・事業者が地域社会の目指すべき方向や役割について相互理解をし、自主・自律的なまちづくりを担う時代のなかで、行政の持つ役割をみた場合、市民全体への奉仕者としての誇りを高く抱き、「まちづくり」のコーディネーターとしての資質を高め、政策・制度についての専門性を備えた行政組織としての定員管理のあり方を追求する必要がある。
(改革の方針)

厳しい財政状況のなかで今後の行政需要に柔軟かつ的確に対応していくため、職員定数の適正化、事務事業の公共性と非公共性の分離、人事の昇格・昇任制度の改革、管理職試験制度の採用、専門知識職員の配置、嘱託・非常勤・臨時職員の定数適正化を図る。

3. 給与の適正化

(改革の視点)

職員の給与については、公務員である事からの制度を充分ふまえつつ、社会情勢の変化や行財政の健全化へ向けた改革の進捗に伴う業務実体の変容等をとらまえながら、就業意欲の低下にならぬよう公平・公正な人事管理やインセンティブの活用等の手法も取り入れた給与体系の適正化を目指す。

(改革の方針)

財政の健全化を視野に入れ、能力や仕事に応じた給与制度へ全般について精査し、勤務評価システムの活用や職務・業務成績による昇給制度の導入を図ると共に、各種手当の見直し、特別職退職金手当の見直しを図る。

4. 補助金・助成金・負担金の見直し

(改革の視点)

厳しい財政状況をふまえた健全化への取り組みの視点に立ち、前例主義を廃し、ゼロ査定からの見直しとし、効果的で公平・公正な予算配分を可能にする体系へ見直しを図る。

(改革の方針)

これからの行政と市民の相互理解のもとでの役割と連携からみて、各種団体の自立を促すことを基本におきながら、費用対効果の検証、補助金等支出団体の統廃合の検討、多様化する社会情勢の変化に対応できる補助金制度の創設など、きめ細やかな検証が求められており、それに対応できる第三者主導型の審査委員会を設置する。

5. 外郭団体の見直し(整理・統合)

(改革の視点)

本市との密接な連携のもとに市の施策を効果的・効率的にサポートし、サービスを柔軟に提供することの観点から、外郭団体の活用と運営に関する改革が求められている。

前例主義にとらわれず、単なる経費削減のレベルではなく、より業務の効率性と財政の健全化を高める組織形態に抜本的に見直す。

(改革の方針)

効率的かつ活力ある団体の経営に向けて、民営化・民間委託についての検討や再委託されている事業の見直し等、徹底した業務の見直しを進め、財政健全化の視点から、組織の整理、再編・統合を図る。

6. 民間委託

(改革の視点及び改革の方針)

厳しい財政状況での行政運営の効率化が求められるなかにあっても、住民サービスの維持・向上を図るための施策運営は求められている。できるだけ少ないコストでできるだけ多くのサービス効果を追求する観点から、民間の手法・活力を活用するため行政と民間との役割分担を明確化するとともに、安心・安全な行政サービスの「公共性」を確保するため、委託に関する条例を制定し、民間委託を推進する。

おわりに

以上が米子市議会としてまとめた「米子市の行財政改革に関する提言(第一次提言)」であるが、「行財政改革問題調査特別委員会」の調査・研究によって提案された改革の項目(案)及び、改革の具体化(案)について記載された資料を添付する。市当局の専権事項についての内容であるが、上記の「提言」を作成する段階で裏づけとなったものであること、及び「提言」のもつ意味をより具体的に把握していただくために、あえて「提言」に添えるものとする。